

三原市道路等包括管理事業(群マネ)に関する事業者個別説明会 実施結果概要

1 実施日

令和8年3月24日～3月27日

2 説明内容

ホームページ掲載の個別説明会資料による

3 参加事業者

4者

4 参加事業者

説明会で頂いた、主な質問・意見に対する回答・対応方針案は、次のとおりです。

項番	ページ	質問の内容	回答/対応方針案
1	4	市民満足度アンケート調査の結果が受注者の評価・支払いに反映される設計か？	支払いには反映されません。事業の効果測定を目的として行うものです。
2	7	「市職員が行っていた直営業務」5項目は何人工で対応している？	住民要望対応を除き、道路・河川は約8名、公園は約2名で対応しています。
3	7	引継ぎほどの程度を想定しているか？	8月中旬に契約を予定しているため、1.5ヶ月程度を想定しています。
4	7	引継ぎでは、市から現行のマニュアル類は提供いただけるか？	現存するマニュアルについては、契約後に貸与可能です。
5	7	本業務と令和8年度の維持補修業務委託との関係性を教えてください。本業務が、10月以降から引継ぎか？	お見込みの通りです。本業務が、別途市が発注する業務と重複することはありません。
6	9	破線内に、建設コンサル・支援事業者とあるが、1者でも良いか？	問題ありません。
7	9	再委託の地区割り及び数(1～4)は業務条件か？JV等が設定・変更可能な事項か？	従来の手法が4地区に分けているため、参考として掲載しています。JV等で設定・変更可能であり、P18の特定テーマ③で提案を求めています。
8	9	システム連携で活用するシステム機能は、三原市道路等維持管理マネジメントシステム導入業務の仕様書で理解すれば良いか？	お見込みの通りです。
9	9	システム開発のスケジュールは？	現在提案を受けている内容は、R8.7月末までにシステム構築、8月にテスト、9月に操作説明会、10月に運用開始です。
10	9	支援事業者は常駐不要との理解でよいか？	問題ありません。
11	14	構成員の所在地について、包括業務マネジメントの県内実績が無いと思われるため、県外も可能とできないか？他自治体における事例を基に、2つ案を提案するため検討してほしい。 案①：類似の業務（包括に係るマネジメント業務）の受託実績があるもの。 案②：県内の要件に、資本提携のある企業も可能とする。	案①を参考に検討します。
12	14	P.14の構成員の所在地で「三原市外の構成員は、効率的な維持管理及び維持管理に関する技術力の向上を目的とした参画であれば可」といった記載があるが、これはP.15に記載のある業務実施責任者に、市外事業者はなることができないという認識でよいか？それとも、例えば施設点検業務の場合であれば、遊具点検、設備管理業務、橋梁点検業務の実務は市内事業者が対応し、それらの管理や技術力の向上を目的とした対応に専念すれば、市外事業者も業務実施責任者になることができるという認識でよいか？	後者になります。 専任ではないため、常駐する必要はないと考えており、市外事業者も可能と考えています。ただし、各業務実施責任者と発注者の各担当監督員が、業務の調整を行うことを想定していますので、調整に支障がないことを前提としています。
13	16	参加資格・技術者要件を満たす例で、市内の建設コンサルタントが構成員に含まれているが、施設点検業務の責任者を他社が実施すれば、橋梁点検業務等は再委託で市内の建設コンサルタントに依頼することでも良いか？それとも、市内の建設コンサルタントが、直接構成員になる必要があるか？	再委託先が、市内の建設コンサルタントであれば問題ないと考えています。市内の建設コンサルタントが、必ずしも構成員になる必要はありません。
14	16	A～Dの各業者の責任者は、他の工事も携わることができるか？	専任を求めているため、当該業務においては問題ありません。
15	16	専任が必要な責任者があるか。	統括業務責任者、各業務責任者共に、専任を求めています。しかし、窓口業務及び各監督員と連絡・対応できる体制は求めています。
16	16	E建設コンサルタントは、市内事業者に限るのか？	お見込みの通りです。

17	16	E建設コンサルタントが、F建設コンサルタントの再委託先となる事は可能か？	E建設コンサルタントは、JVの構成員であるため、再委託ではなく、直接業務を行うこととなります。
18	16	F建設コンサルタントが、施設点検業務責任者になることができるか？	問題ありません。ただし、点検業務の再委託先は、市内事業者を想定しています。
19	18	提案書のボリュームはどれくらいか？	1項目2ページ以内とし、全5項目あるため10ページ以内を予定しています。
20	18	提案書のプレゼンは、事業者は何人出席してもよいか？業務が多岐に渡るため、業務責任者毎とすると5人は必要と考えている。	検討中であるため、参考にさせていただきます。
21	18	見積価格に対する評価点や算定式は？	検討中である。配点はプロポーザルであるため低く設定する予定とします。
22	20	要求水準未達時のペナルティの考え方は？	試行期間であるため、減額等のペナルティは設けていません。要求水準の未達については、是正指示により対応して下さい。
23	20	「計画準備業務」及び「全体マネジメント業務」の業務内容/要求水準は？	計画準備業務は、主に引継ぎ、業務の準備、実施計画書等。全体マネジメント業務は、主に全体業務調整、対策判断・指示、会議の設置・運営（モニタリング）を想定しています。
24	21	窓口業務について、土日祝日および平日夜間等は、従来と変わらず市（守衛室など）で電話対応をされるという認識でよいか？また、緊急時に対応することあるが、待機ならびに緊急時の現地確認・対応等は事業費に含まれているか？	業務の実施時間外については、市（担当課及び職直室）で従来通り受付をします。ただし、受け付けた内容、例えば道路の陥没であれば安全対策措置、落下物であれば回収が必要となります。これらは、市から各業務責任者等へ連絡するため、受注者で対応していただきます。緊急時も含め、これらの対応は市の職員でも実施してきたため、事業費に含まれるものとしています。
25	21	緊急時の対応とは？	放置しておくことで、利用者の安全が確保されない場合の措置を想定しています。多い内容は、道路上の落下物、陥没等がありますので、最低限の安全措置をお願いします。
26	21	「発注者の指示により時間の延長、短縮することができる」について、どのような場合を想定しているか？（緊急時は、常に対応すると理解）	延長は、例えば住民対応中のものが、17:15を超えるからといって打ち切るような事はしないでほしいという意図。短縮は、記載しているものの具体的にはありません。
27	22	「常時良好な状態」の具体的な基準として、p24～p26の「要求水準の例」が示されているとの理解でよいか？	お見込みのとおりです。
28	22	異常時巡回は総価契約とされているが、想定している回数は？市の指示はどのような場合を想定しているか？	市の指示は、主に災害時を想定しています。緊急であるため、市職員と手分けして巡回する事を想定しています。回数は、R7年度だと2回/年程度です。
29	22	パトロール車による巡回は目視により行う必要があるか（限定されないか）？新技術を導入することを提案してよいか？	巡回業務の要求水準を満たしていれば、問題ないと考えています。限定はしないため、新技術の導入を期待しています。
30	22	「巡回の実施」が、道路なのか公園なのか分かりにくい。道路も徒歩巡回と解釈できるか？	徒歩巡回は公園を想定している。道路と公園で分かるように記載するようにします。
31	22	巡回の頻度、点検内容項目等の詳細は？	巡回業務の要求水準を満たしていれば問題ないと考えているため、頻度は記載していません。点検内容項目等は、契約締結後に貸与可能です。
32	23	樹木の老朽化診断に、新技術を導入することを提案してよいか？	新技術の提案を期待しています。
33	24	「・・・等」の解釈は？	表記が代表であること又は施設等列挙する事が難しいものについて、「等」の表現にしています。「等」により、これまで市が実施してきたこと以外に、あれもこれも追加する意図ではありません。
34	24	資料に示される総価契約の要求水準は、例であり、別途に要求水準書が示されるのでしょうか？	お見込みの通りです。例えば、道路維持補修では「車道」を例として挙げていますが、他にも「排水構造物」や「植栽」といった施設の要求水準が示されます。
35	24	「速やかに是正」などの表現について定量的な基準をお示しいただくことは可能か？また、フロー図等により、対応マニュアルを提案することは可能か？	性能規定であるため定量的な基準を明記していません。業務計画書等で提案していただけるとよいと考えます。
36	26	対象の公園数、委託業者は？	都市公園で約80箇所、児童遊園で約90箇所程度。主に造園業者に委託しています。
37	26	公園の管理を地元任せ、謝礼金を支払っている自治体もあるが、三原市はどうか？	三原市も同様です。そのため、地域やシルバー人材センター等をお願いしている内容は、今回の業務には入っていません。
38	27	県との調整は市の役割との認識でよいか？	基本的には、市の役割であると考えています。
39	27	「市が指示する維持補修及び受注者より実施の必要性を提案する業務」について、市と受注者の判断が異なる場合の対応は？	単価契約であるため、最終的には市が補修の指示を行うこととしています。
40	28	交通安全施設維持補修業務や道路附属物維持補修業務の対象施設に道路照明が含まれているが、玉切れの交換など、電気系統の維持補修も想定されているか？それとも支柱の維持補修などに限定されるか？	玉切れの交換も想定しています。玉切れは総価契約の「道路維持補修業務」、更新は単価契約の「道路附属物維持補修業務」となります。電気工事関係を、構成員や責任者としては求めています。

41	30	50万円を超える補修業務の範囲に大規模修繕は含まれる？補修設計は含まれる？	基本的に補修業務であるため、大規模修繕は含まれません。工法の設計を必要としますが、平面図、展開図、数量計算書等は実施に必要となるため、これに要する経費は受注者負担と考えています。
42	32	資料に示される単価契約の場合、使用機材や警備費等に応じて精算されるのでしょうか？	従来の仕様発注による業務委託と捉えて下さい。使用機材や警備費等について、協議により必要と認められれば変更対象となります。
43	32	橋梁点検業務で予定されている橋梁点検の対象施設は、従来発注されてきた橋梁点検業務と同一施設か？包括管理業務では小規模橋梁（概ね橋長15m未満の橋梁）に限定し、橋長15m以上の橋梁は従来方式で発注されるといった予定や、小規模橋梁のうち単純桁橋や溝橋（カルバート）は含めないといったものがあるようなら教えてほしい。	従来発注されてきた橋梁点検業務と同一施設となります。小規模な橋梁については、市職員による直営点検を予定していますので、直営点検を除いた三原地域内の橋梁が対象となります。
44	33	月例会議によるモニタリング報告事項に「実行予算」が含まれているが、総価契約は性能規定で実施するため従来の積算とは異なってくると考えられる。概ねの実施状況（対応件数や数量等）を報告すれば、事業者サイトで管理する詳細な金額までは開示不要と考えるが、問題ないか？	問題ありません。目的は、試行業務であるため、業務Aについて年度途中で予算が枯渇する事を防ぐためです。これまで市が限られた予算の中で優先順位を考えて実施してきた内容であるため、双方で確認する必要があるかと考え、報告事項に予算執行状況を挙げています。
45	33	要求性能の管理水準に達しているか否かの最終決定方法を教えてください。	発注者が決定します。P34のモニタリングの流れの通り、セルフモニタリングにより受注者からモニタリング報告書を提出していただきます。発注者がその内容を精査し、達しているか否かの結果を通知します。
46	34	市民満足度調査は現在も実施している？頻度・方法は？	現在実施しており、3月末が回答期限の予定です。方法はSNS、町内回覧にQRコードを載せ、択一式のアンケートとしています。
47	36	業務構成比（参考）について、現在は計画準備業務、全体マネジメント業務、引継業務、窓口業務、巡回業務、点検業務が一緒に項目で構成比13.4%になっているが、こちらは公告までに業務毎に構成比を出す予定か？（少なくとも、P.7のマネジメント業務は分離してもらいたい）	マネジメント業務は分離するようにします。内訳については、受注者の実行予算管理には必要と考えているため、業務契約後に、構成比率を詳細にして示す事を考えています。
48	39	公共工事履行保証証券の提出、履行保証金の納付は必須か？8億の10%だと企業の体力的に厳しいのでは。	複数年契約であるため、必要であると考えています。ただし、初年度に一括ではなく、年度毎の契約保証金額とする事を検討します。
49	40	監督員との日々の協議は、統括責任者という認識でよいか？	各業務で監督員を配置する予定です。各監督員と各業務責任者又は統括責任者との調整を想定しています。
50	42	前払金が初年度のみだと運営が厳しいと思われる。各年度での前払金は可能か？	各年度での前払金を検討します。
51	43	完了払いの支払いスケジュールは、部分払いと同じの理解でよいか？	設計業務等委託契約約款を適用している。部分払いは、請求を受けた日から14日以内だが、完了払いは30日以内としている。
52	44	完了払いにおいて、業務委託料の9/10に限定される理由は？	表記の誤りです。完了払いは、9/10ではなく残額を支払うものとしています。
53	全般	金額は、税込みか？	税込みの金額です。
54	全般	選定委員は外部有識者を含めるか？もしくは市役所の役職者のみ？	市役所の役職者のみを考えています。